

短期入所重要事項説明書

(年 月 日現在)

1 事業者の概要

名称	きらら湘南株式会社
法人種別	会社法人
法人所在地	小田原市東町 5-1-49
電話番号	電話 0465-34-1772 ファックス 0465-35-4682
代表者氏名	(役職名及び代表者氏名を記載する)

2 事業所の概要

事業所の名称	きらら湘南ペガサス
事業所の所在地	小田原市北ノ窪 375-1
事業所の電話番号	電話 0465-34-1783 ファックス 0465-35-4682
事業所番号	1412301614 (2024 年 1 月 1 日指定)
事業所が行っている他障害福祉サービス	居宅介護・同行援護・行動援護・生活介護・放デイ・相談支援・共同生活援助
サービス提供地域	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡
事業の目的及び運営方針	支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする
自己評価の実施状況	年に 1 回
第三者評価の実施状況	
職員への研修の実施状況	毎月

3 事業所の職員体制 (令和〇〇年〇月現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1			
生活支援員	1	2		
介護職員	2	5		
事務員	1			

4 主たる対象者

特定しない

5 サービスの内容

① 食事の提供

朝食	8:00~9:00
昼食	12:00~13:00
夕食	18:00~19:00

②入浴

入浴	入浴の介助や清拭(体を拭く等)、洗髪などを行います。
----	----------------------------

③排せつの介助

排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
-------	--------------------

④その他のサービス

6 事業所の設備

設備の種類	備 考
食堂	ダイニングテーブル、
リビング	テレビ、ソファ、
トイレ	各階 2 ヶ所
浴室	1 階機械浴 1 台、2 階普通浴槽 1 台
洗面所	各階 1 ヶ所

7 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の 1 割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 31 条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）」別表基本サービス単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数（①基本サービス単位数＋②加算単位数）× 1 単位の単価＝サービスに要した総費用

事業者は、区市町村から法定代理受領により、短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない短期入所に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

障害福祉サービス利用者負担額	※／単位　×地域区分単価　　の１割				
		福祉型短期 入所サービス費Ⅰ	福祉型短期 入所サービス費Ⅱ	福祉型短期 入所サービス費Ⅲ	福祉型短期 入所サービス費Ⅳ
	区分６	９０２	５８８		
	区分５	７６６	５１５		
	区分４	６３３	３１０		
	区分３	５６９	２３４	７６６	５１５
	区分２	４９７	１６８	６０１	２７２
	区分１	４９７	１６８	４９７	１６８
ただし各区市町村長が定めた利用者負担上限月額を上限とする。					

(2) その他サービスに係る費用について

- ①食費
- ②光熱水費
- ③その他

介護給付費対象外サービスに係る利用者負担額は、別添表 2 となります。

<別添表 2>

光熱水費	1 日 200 円
食事に係る費用	朝食 500 円 昼食 600 円 夕食 600 円 (食事提供体制加算算定者については食材料費のみ) その他、外食に関しては実費をいただきます。 特別食等については別となります。
日用品費	実費
日常生活費	実費
行政手続代行費	手続に係る交通費や郵券代等は実費をいただきます。
送迎費	<片道> 1 km 50 円 (燃料費相当分) 送迎加算で送迎できない部分に関しては、上記の料金で送迎いたします。このほか、有料道路等料金や駐車場等は実費をいただきます。

(2) キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の前日正午までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の当日までにご連絡いただかなかった場合 → (食材料費相当分)

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌翌月 15 日までに請求しますので、27 日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①短期入所について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③短期入所の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生

活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し〇日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②短期入所の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	松本美波子
電話番号	0465-34-1772
受付時間	平日 9 : 00～18 : 00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	小田原市障害福祉課
電話番号	0465-33-1300
受付時間	平日 9 : 00～18 : 00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金曜日 9～17時

11 虐待防止窓口

当事業所ご利用相談・窓口

虐待防止責任者	矢野ジュユウ
電話番号	0465-34-1772
受付時間	平日 9 : 00～18 : 00

年 月 日

短期入所利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地)

(名称)

印

(説明者)

所属

氏名

印

私は本書面により、これからサービスを受ける短期入所の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

(続柄)

印

